第161回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

東京都港区浜松町二丁目3番1号
日本生命浜松町クレアタワー　5階
浜松町コンベンションホール
大ホール

議決権行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後5時45分まで

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

Contents

第161回定時株主総会招集ご通知 ・・・・・・・・・・・・1
議決権行使についてのご案内 ・・・・・・・・・・・・・・3
株主総会参考書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　議案および参考事項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　取締役９名選任の件
　　第３号議案　監査役３名選任の件
事業報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
連結計算書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
計算書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
監査報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56

住友大阪セメント株式会社

証券コード：5232

証券コード：5232
2024年６月４日
（電子提供措置の開始日　2024年５月28日）

株 主 各 位

東京都港区東新橋一丁目９番２号
住友大阪セメント株式会社
取締役社長　諸橋　央典

第161回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第161回定時株主総会を下記により開催いたしますから、ご通知申し上げます。
　本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト
https://www.soc.co.jp/ir/document/info05-2/

　また、上記ウェブサイトのほか、インターネット上の以下のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記ウェブサイトにアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「住友大阪セメント」または「コード」に当社証券コード「5232」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を選択のうえ、ご覧下さい。）

　なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後掲の株主総会参考書類をご検討下さいまして、３頁および４頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、来る2024年６月25日（火曜日）午後５時45分までに議決権をご行使賜りたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　2024年６月26日（水曜日）午前10時（受付開始 午前９時）
2. 場　　所　東京都港区浜松町二丁目３番１号
日本生命浜松町クレアタワー　５階　浜松町コンベンションホール　大ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第161期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第161期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は、連結注記表および個別注記表を含む監査対象書類を監査しております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトにその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

◎本総会の模様の一部は、後日、上記の当社ウェブサイトにて動画配信いたします。

電子提供制度（書面交付請求を含む。）に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社　証券代行部　専用コールセンター
フリーダイヤル　**0120-533-600**
受付時間　9：00～17：00（土・日・祝日および12/31～1/3を除く。）

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合

株主総会開催日時 2024年６月26日（水曜日）午前10時（受付開始 午前９時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さい（ご捺印は不要です。）。
なお、株主様でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意下さい。

書面にて行使いただく場合

行使期限 2024年６月25日（火曜日）午後５時45分必着

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函下さい。

インターネット等にて行使いただく場合

行使期限 2024年６月25日（火曜日）午後５時45分まで

インターネット等により議決権を行使される場合は、議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

議決権行使ウェブサイトアドレス

https://www.web54.net

スマートフォン、タブレット端末で議決権を行使される場合は、「スマート行使」をご利用下さい。

インターネット等による議決権行使のご案内については次頁をご参照下さい。

【議決権行使のお取扱いについて】
・書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
・書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って下さい。

※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

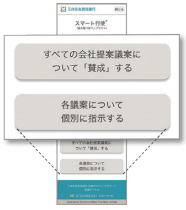

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスして下さい。

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力下さい。

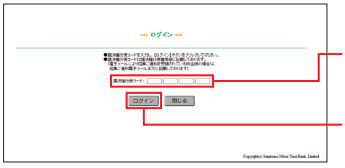

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。

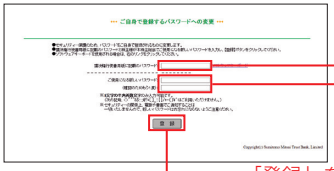

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定して下さい。

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
フリーダイヤル　**0120-652-031**　(受付時間9：00～21：00)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以　上

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、安定的かつ継続的な配当を基本としつつ、当期の業績と今後の事業環境等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。なお、当期は、中間配当金として１株につき60円をお支払いしたことから、年間の配当金は前期同様１株につき120円となります。

(1) 配当財産の種類
　　金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき60円　総額2,057,265,960円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　2024年６月27日

ご参考

<利益配分に関する方針>

当社は、株主の皆様への利益配分を、基本的には、収益に対応して決定する重要事項であると認識しております。この収益を将来にわたって確保するためには、装置産業であるセメント製造業として、不断の設備の改善・更新の投資が必要であり、このための内部留保の拡充も不可欠のことと考えております。以上の観点から利益配分に関しては、安定的・継続的な配当を、事業環境、今後の見通し、前期配当等を総合的に判断して決定していく方針であります。

第２号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	関根　福一（せきね　ふくいち）	再任	取締役会長	16回／16回（100%）
2	諸橋　央典（もろはし　ひろつね）	再任	代表取締役 取締役社長	16回／16回（100%）
3	土井　良治（どい　りょうじ）	再任	代表取締役 取締役専務執行役員 [サステナビリティ推進室、 セメント・コンクリート研究所　各担当]	16回／16回（100%）
4	関本　正毅（せきもと　まさき）	再任	取締役専務執行役員 [法務部、企画部、管理部、資材部 各担当]	16回／16回（100%）
5	小野　昭彦（おの　あきひこ）	新任	常務執行役員 [光電子事業部、新材料事業部、 新規技術研究所、船橋事務所　各担当]	
6	福嶋　達雄（ふくしま　たつお）	新任	常務執行役員 [不動産部、セメント営業管理部、 物流部、建材事業部　各担当]	
7	牧野　光子（まきの　みつこ）	再任　社外　独立役員	当社取締役	16回／16回（100%）
8	稲川　龍也（いながわ　たつや）	再任　社外　独立役員	当社取締役	16回／16回（100%）
9	森戸　義美（もりと　よしみ）	再任　社外　独立役員	当社取締役	16回／16回（100%）

1 関根（せきね） 福一（ふくいち） (1951年5月20日生)

再任

所有する当社株式の数

25,000株

取締役会への出席状況

16回 ／ 16回(100%)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年 4月　当社入社
2004年 6月　取締役
2006年 6月　常務執行役員
2011年 1月　代表取締役
2011年 1月　取締役社長
2021年 6月　取締役会長(現在に至る。)
[重要な兼職の状況]
ハウス食品グループ本社株式会社社外取締役(監査等委員)

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり主に人事・総務・管理部門に携わり、2011年からは取締役社長として当社グループの経営全般を統括し、また、2021年からは取締役会長として当社グループの経営全般の監督を行っており、豊富な経験と実績を有しております。
上記の経験・実績に基づく、幅広い視野をもって経営に携わることにより、取締役会の機能強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

(注) 1. 関根福一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、2006年6月に執行役員制度を導入しております。
3. 当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。関根福一氏は、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

2 諸橋（もろはし） 央典（ひろつね） (1959年8月19日生)

再任

所有する当社株式の数

4,400株

取締役会への出席状況

16回 ／ 16回(100%)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4月　当社入社
2012年 6月　大阪支店長
2013年 6月　執行役員
2016年 6月　東京支店長
2017年 6月　常務執行役員
2019年 6月　取締役
2021年 6月　代表取締役(現在に至る。)
2021年 6月　取締役社長(現在に至る。)

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり主にセメント販売部門・人事部門に携わり、2021年からは取締役社長として当社グループの経営全般を統括しており、豊富な経験と実績を有しております。
上記の経験・実績に基づく、幅広い視野をもって経営に携わることにより、取締役会の機能強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

(注) 1. 諸橋央典氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。諸橋央典氏は、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

3 土井（どい） 良治（りょうじ） (1961年4月8日生)

再任

所有する当社株式の数

2,900株

取締役会への出席状況

16回 ／ 16回(100%)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月　通商産業省(現経済産業省)入省
2015年 7月　中小企業庁経営支援部長
2016年10月　当社執行役員
2016年10月　生産技術部担当部長
2017年 6月　常務執行役員
2017年 6月　栃木工場長
2019年 6月　取締役
2020年 6月　専務執行役員(現在に至る。)
2021年 6月　代表取締役(現在に至る。)
[サステナビリティ推進室、セメント・コンクリート研究所　各担当]

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり経済産業省において主に産業政策等に携わるとともに、また、当社においては、セメント生産部門に携わり、豊富な経験と実績を有しております。
上記の経験・実績に基づく、生産・技術に関する高度な知見をもって経営に携わることにより、取締役会の機能強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

(注) 1. 土井良治氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。土井良治氏は、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

4 関本（せきもと） 正毅（まさき） (1964年9月10日生) 再任

所有する当社株式の数

1,700株

取締役会への出席状況

16回 ／ 16回(100%)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4月　当社入社
2015年 6月　管理部長
2018年 6月　執行役員
2018年 6月　資材部長
2020年 6月　常務執行役員
2021年 6月　取締役(現在に至る。)
2024年 4月　専務執行役員(現在に至る。)
［法務部、企画部、管理部、資材部　各担当］

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり主に管理・資材部門に携わり、豊富な経験と実績を有しております。
上記の経験・実績に基づく、財務・会計および資材調達に関する幅広い知見をもって経営に携わることにより、取締役会の機能強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

(注) 1. 関本正毅氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。関本正毅氏は、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

5 小野（おの） 昭彦（あきひこ） (1965年2月13日生)

新任

所有する当社株式の数

1,500株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4月　当社入社
2015年 6月　環境事業部長
2018年 6月　執行役員
2022年 4月　常務執行役員(現在に至る。)
　　[光電子事業部、新材料事業部、新規技術研究所、船橋事務所　各担当]

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり主に管理・鉱産品事業・環境事業部門に携わり、豊富な経験と実績を有しております。
上記の経験・実績に基づく、財務・会計および事業運営に関する多角的な観点をもって経営に携わることにより、取締役会の機能強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

(注) 1. 小野昭彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。小野昭彦氏は、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

6 福嶋（ふくしま） 達雄（たつお） (1964年５月13日生)

新任

所有する当社株式の数

1,600株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 ４月　当社入社
2016年 ６月　大阪支店長
2020年 ６月　執行役員
2021年 ６月　不動産事業室長兼東京支店長
2022年 ４月　東京支店長
2023年 ４月　常務執行役員（現在に至る。）
2023年 ４月　セメント営業管理部長
［不動産部、セメント営業管理部、物流部、建材事業部　各担当］

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり主にセメント販売部門に携わり、豊富な経験と実績を有しております。
上記の経験・実績に基づく、販売の第一線で培った販売に関する幅広い知見をもって経営に携わることにより、取締役会の機能強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

（注）1. 福嶋達雄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。福嶋達雄氏は、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

7 牧野（まきの） 光子（みつこ） (1972年5月12日生)

再任　社外　独立役員

所有する当社株式の数

1,000株

取締役会への出席状況

16回 ／ 16回(100%)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年 4月　日本放送協会静岡放送局契約キャスター
2000年10月　静岡放送株式会社(SBS静岡放送)契約リポーター
2009年 4月　フリーアナウンサー(現在に至る。)
2018年 6月　当社取締役(現在に至る。)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

日本放送協会等においてニュースキャスター等を務めるなど、長年アナウンサーとしての経験を重ね、様々な業界の中小企業経営者への取材や企業における安全教育・コミュニケーション研修等を多数行ってきており、特に、建設・土木関連の安全教育に携わるなかで、セメント業界関連の現場状況にも通じております。

上記の幅広い経験と優れた見識を生かし、取締役会における意思決定の適正性の確保および経営陣の監督に務めていただくことが期待され、独立した客観的立場から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、選任をお願いするものであります。

(注) 1. 牧野光子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 牧野光子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 牧野光子氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって6年であります。
4. 牧野光子氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。
5. 当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。牧野光子氏は、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 牧野光子氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

8 稲川 龍也（いながわ たつや）（1956年9月13日生）

再任　社外　独立役員

所有する当社株式の数

400株

取締役会への出席状況

16回 ／ 16回（100%）

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月　検事任官
2016年 9月　最高検察庁公安部長
2017年 3月　高松高等検察庁検事長
2018年 1月　広島高等検察庁検事長
2019年11月　弁護士登録（現在に至る。）
2019年11月　高橋綜合法律事務所入所（現在に至る。）
2021年 6月　当社取締役（現在に至る。）
［重要な兼職の状況］
富士フイルムホールディングス株式会社社外監査役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

広島高等検察庁等の検事長を歴任され、他の会社の社外監査役に就任されていることによる優れた見識と幅広い経験を生かし、取締役会における意思決定の適正性の確保および経営陣の監督に務めていただくことが期待され、独立した客観的立場から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、選任をお願いするものであります。

（注）1. 稲川龍也氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 稲川龍也氏は、社外取締役候補者であります。
3. 稲川龍也氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって３年であります。
4. 稲川龍也氏は、当社と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。
5. 当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。稲川龍也氏は、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 稲川龍也氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

9 森戸 義美（もりと よしみ） (1956年1月5日生)

再任 社外 独立役員

所有する当社株式の数

2,900株

取締役会への出席状況

16回 ／ 16回(100%)

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年 4月	株式会社関電工入社
2013年 7月	同社常務執行役員 神奈川支店長
2014年 6月	同社取締役常務執行役員
2015年 6月	同社代表取締役
2015年 6月	同社取締役副社長
2016年 6月	同社取締役社長 社長執行役員
2020年 6月	同社取締役副会長
2021年 6月	同社代表取締役退任
2021年 6月	同社取締役副会長退任
2021年 6月	当社取締役(現在に至る。)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

株式会社関電工の取締役社長等を務められたことによる経営者としての優れた見識と幅広い経験を生かし、取締役会における意思決定の適正性の確保および経営陣の監督に務めていただくことが期待され、独立した客観的立場から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、選任をお願いするものであります。

(注) 1. 森戸義美氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 森戸義美氏は、社外取締役候補者であります。
3. 森戸義美氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって3年であります。
4. 森戸義美氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。
5. 当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。森戸義美氏は、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 森戸義美氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

（ご参考）

1．本総会終結後の取締役のスキル・マトリックス（予定）

当社の取締役会が必要とする重要な知識・経験・能力等および各取締役との関係は、次の表のとおりです。なお、本表は当社の取締役会が必要とする知識・経験・能力等の全てを表すものではありません。また、取締役の知識・経験・能力等は主なものに○印をつけております。

氏　名	会社における地位	知識・経験・能力等								
		企業経営	財務・会計	海　外	人事・労務・安全衛生	生産・技術	研究開発	営業・マーケティング	法務・コンプライアンス・リスク管理	環境・サステナビリティ
関根福一	取締役会長	○	○		○			○	○	
諸橋央典	代表取締役 取締役社長	○	○		○			○	○	○
土井良治	代表取締役 取締役専務執行役員	○		○	○	○	○			○
関本正毅	取締役 専務執行役員	○	○					○	○	○
小野昭彦	取締役 常務執行役員	○	○	○	○		○	○		○
福嶋達雄	取締役 常務執行役員	○			○			○	○	
牧野光子	社外取締役				○			○		
稲川龍也	社外取締役								○	○
森戸義美	社外取締役	○	○		○	○		○		

※本総会において第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり可決された場合には、取締役の女性比率は、11.1%（1名／9名）となります。

（ご参考）

2．「2023－25年度 中期経営計画」の進捗について

(1) 数値進捗

売上高構成比

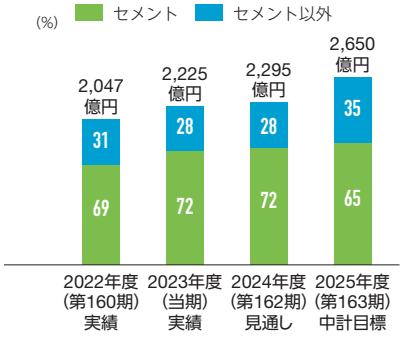

利益推移

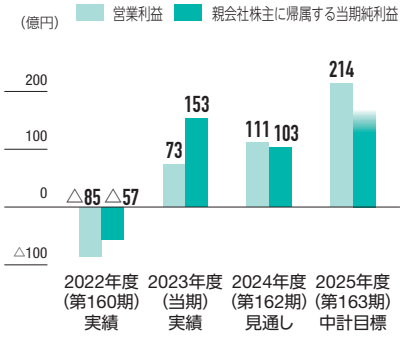

指標推移

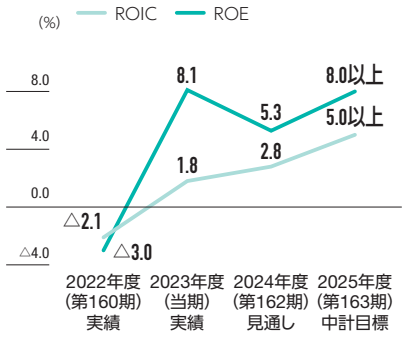

2023年度（当期）は、セメント事業でのコストアップに対応した国内販売価格の値上げの進展等により、黒字に転換し、また、政策保有株式の売却を進めたこともあり、ROE（自己資本当期純利益率）につきましても8.1%に改善させることができました。

2024年度（第162期）は、セメント事業の赤字を解消し、営業利益の一層の改善を図ってまいります。

また、最終年度となる2025年度（第163期）においては、さらに新材料事業での半導体製造装置向け電子材料の販売数量の回復に努めることで、本中期経営計画の目標達成を目指してまいります。

(2) キャピタルアロケーション

政策保有株式期末残高/純資産比

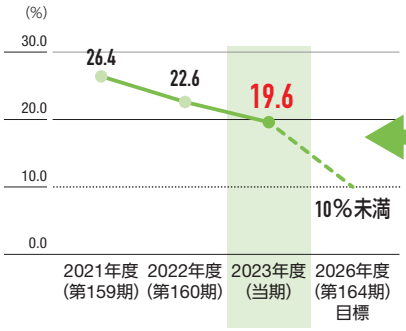

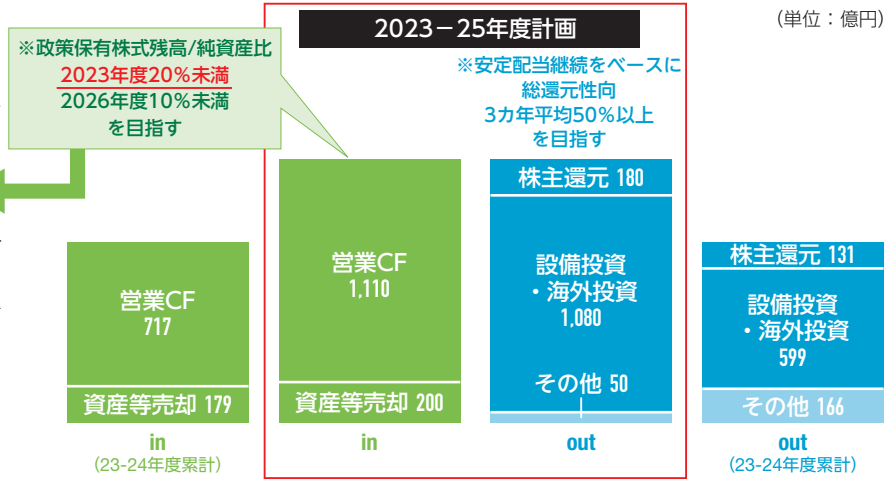

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役　伊藤要、鈴木和男および三井拓の３氏は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1　山崎（やまざき）　正裕（まさひろ）　（1964年２月22日生）　新任

所有する当社株式の数

1,356株

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1986年	4月	当社入社
2012年	6月	新規技術研究所副所長
2015年	4月	SOC AMERICA INC. 取締役社長
2017年	6月	新材料事業部副事業部長
2021年	6月	新材料事業部長

■ 監査役候補者とした理由

長年にわたり主に光電子・新材料事業部門および研究開発部門に携わり、子会社の社長等を務めたことによる豊富な経験と実績を有しております。

上記の経験・実績に基づく知見および多角的な観点をもって監査役としての職務を適切に遂行されることが期待されるため、選任をお願いするものであります。

（注）1. 山崎正裕氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。山崎正裕氏は、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

2 三井（みつい） 拓（たく） (1980年6月7日生)

再任 社外 独立役員

所有する当社株式の数

300株

取締役会への出席状況

16回 ／ 16回(100%)

監査役会への出席状況

13回 ／ 13回(100%)

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

2012年12月　弁護士登録(現在に至る。)
2012年12月　井上晴孝法律事務所(現井上・桜井法律事務所)入所
2015年12月　三井拓法律事務所開設(現在に至る。)
2020年 6月　当社監査役(現在に至る。)

■ 社外監査役候補者とした理由

弁護士としての企業法務に関する幅広い経験とコーポレートガバナンスに関する優れた見識を生かし、かつ、客観的立場から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、選任をお願いするものであります。

(注) 1. 三井拓氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 三井拓氏は、社外監査役候補者であります。
3. 三井拓氏が当社社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって４年であります。
4. 三井拓氏は、当社と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。
5. 当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。三井拓氏は、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 三井拓氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

3 池田（いけだ） 敬二（けいじ） (1961年12月29日生)

新任 社外 独立役員

所有する当社株式の数

0株

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1988年10月　監査法人朝日新和会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入所
（現在に至る。）
1994年 3月　公認会計士登録（現在に至る。）
2010年 6月　同監査法人代表社員
2015年 7月　同監査法人総務部長（現在に至る。）
2023年 6月　同監査法人社員会議長（現在に至る。）
［重要な兼職の状況］
有限責任 あずさ監査法人社員会議長（2024年５月31日退任予定）

■ 社外監査役候補者とした理由

長年の公認会計士としての幅広い経験と会社経営に対する高い見識を生かし、かつ、客観的立場から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、選任をお願いするものであります。

（注）1. 池田敬二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 池田敬二氏は、社外監査役候補者であります。
3. 池田敬二氏は、当社と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。
4. 当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。池田敬二氏は、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 池田敬二氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

以　上

1．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、物価上昇の影響がみられたものの、雇用・所得環境の改善、設備投資の持ち直しや政府の経済対策等の効果もあり、緩やかな回復が続きました。

セメント業界におきましては、人手不足や建設コストの上昇等の影響により、官公需、民需ともに減少したことから、セメント国内需要は、前年同期を7.3％下回る34,577千トンとなりました。一方、輸出は、前期を15.8％下回りました。この結果、輸出分を含めた国内メーカーの総販売数量は、前期を8.8％下回る41,417千トンとなりました。

このような情勢の中で、当社グループは、2023年度から「2023－25年度 中期経営計画」をスタートさせており、「既存事業収益改善」として、セメント事業収益力回復、次世代光通信部品の市場シェア獲得による収益改善、「成長基盤構築」として、半導体製造装置向け電子材料事業へのリソース集中投入による規模拡大・収益力強化、海外事業拡大（豪州事業）、脱炭素分野の新規事業開発、「経営基盤強化」として、人材戦略、研究開発戦略、知財戦略、DX戦略に係る諸施策に取り組んでまいりました。

以上の結果、当期の売上高は、セメント事業等で増収となったことから、222,502百万円と前期実績を8.7％上回りました。

損益につきましては、セメント事業で好転したことなどから、経常利益は、8,476百万円と前期に比べ16,325百万円好転し、また、親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益を計上したことから、15,339百万円と前期に比べ21,059百万円の好転となりました。

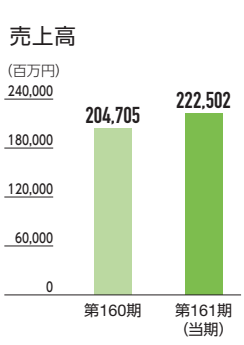

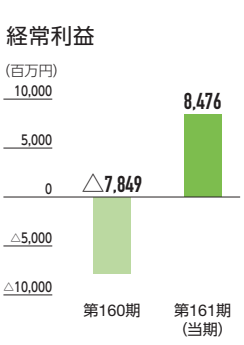

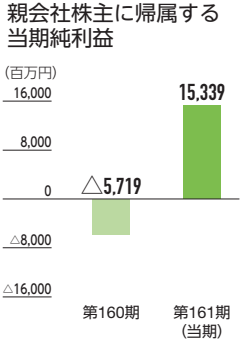

事業別の概況は、次のとおりであります。

セメント事業

販売数量が前期を下回ったものの、コストアップに対応した国内販売価格の値上げを実施したことなどから、売上高は、160,113百万円と前期に比べ19,768百万円（14.1%）増となり、損益は、前期に比べ17,790百万円好転となったものの、1,752百万円の営業損失となりました。

主要な事業内容

ポルトランドセメント（普通、早強、中庸熱、低熱）、高炉セメント、フライアッシュセメント、セメント系固化材、生コンクリート、電力の供給、原燃料リサイクル

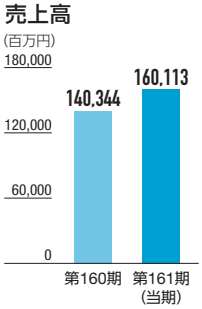

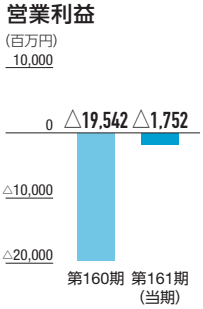

鉱産品事業

海外鉄鋼向け石灰石の販売数量が増加したことなどから、売上高は、14,555百万円と前期に比べ1,184百万円（8.9%）増となり、営業利益は、3,141百万円と前期に比べ693百万円（28.3%）増となりました。

主要な事業内容

石灰石、ドロマイト、タンカル、骨材、シリカ微粉

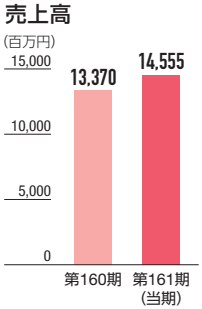

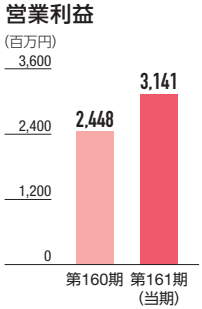

建材事業

地盤改良工事が減少したことなどにより、売上高は、21,721百万円と前期に比べ385百万円（1.7%）減となったものの、コンクリート二次製品の販売数量が増加したことなどから、営業利益は、1,511百万円と前期並みとなりました。

主要な事業内容

コンクリート構造物補修・補強（材料、工事）、各種混和材、重金属汚染対策材、魚礁・藻場礁、電気防食工法、各種地盤改良工事、ＰＣ（製品、工事）、各種ヒューム管

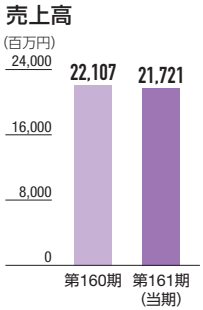

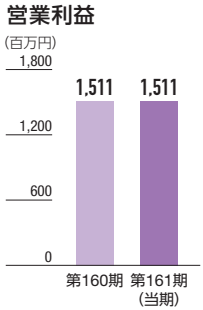

光電子事業

新伝送方式用光通信部品の販売数量が減少したことなどから、売上高は、2,042百万円と前期に比べ343百万円（14.4%）減となり、生産コストが増加したことなどから、損益は、669百万円の営業損失と前期に比べ539百万円の悪化となりました。

主要な事業内容

光通信部品、光計測機器

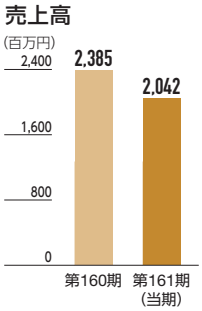

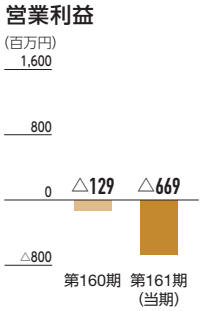

新材料事業

半導体製造装置向け電子材料の販売数量が減少したことなどから、売上高は、18,712百万円と前期に比べ2,965百万円（13.7%）減となり、営業利益は、生産コストが増加したことなどから、2,893百万円と前期に比べ2,491百万円（46.3%）減となりました。

主要な事業内容

各種セラミック製品、各種ナノ粒子材料、抗菌剤、化粧品材料、各種機能性塗料、防汚塗料、熱線遮蔽塗料

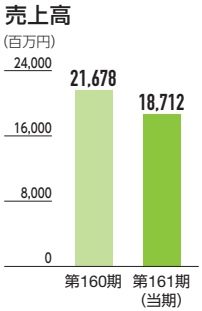

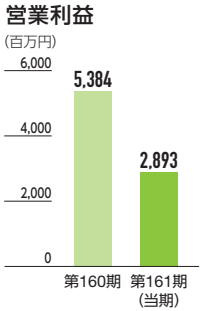

その他事業

ソフトウエアの販売が増加したことに加え、電気設備工事が増加したことなどから、売上高は、5,356百万円と前期に比べ538百万円（11.2%）増となり、営業利益は、2,023百万円と前期に比べ156百万円（8.4%）増となりました。

主要な事業内容

不動産賃貸、エンジニアリング、ソフトウエア開発

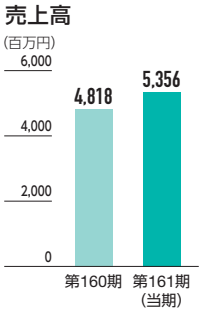

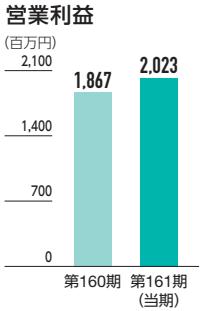

(2) 設備投資等の状況

当期における設備投資の総額は、29,352百万円であり、その主な内容は、以下のとおりであります。

当社新材料事業部：半導体製造装置向け電子材料生産能力増強工事	(当期完了)
当社高知工場：脱塩処理設備（６号キルン）能力増強工事	(当期完了)
当社赤穂工場：原料ミル能力増強工事	(当期末現在継続中)
当社赤穂工場：脱塩処理設備能力増強工事	(当期末現在継続中)
当社赤穂工場：排ガス処理設備（No.３キルン）更新工事	(当期末現在継続中)
当社高知工場：廃プラスチック破砕投入設備設置工事	(当期末現在継続中)
当社高知工場：石炭屋外備蓄ヤード設置工事	(当期末現在継続中)
当社高知工場：脱塩処理設備（７号キルン）能力増強工事	(当期末現在継続中)
秋芳鉱業㈱：秋芳鉱山船積バース更新・延伸工事	(当期末現在継続中)
当社岐阜工場：排ガス処理設備更新工事	(当期末現在継続中)
当社新材料事業部：半導体製造装置向け電子材料生産能力増強（新製造棟建設他）工事	(当期末現在継続中)

(3) 資金調達の状況

当期は、増資、社債発行などによる特別の資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

＜経営方針＞

当社グループは、「私たちは、地球環境に配慮し、たゆまない技術開発と多様な事業活動を通じて、豊かな社会の維持・発展に貢献する企業グループを目指します。」という企業理念のもと、セメントをはじめとする各種製品の安定供給を推進するとともに、持続的発展のため、グループを挙げて事業拡大およびコスト削減等に取り組んでまいります。

＜事業環境＞

今後のわが国経済は、物価上昇等による影響がわが国の景気を下押しするリスクがなお存在するものの、雇用・所得環境の改善、設備投資の持ち直しや政府の経済対策等の効果もあり、緩やかな回復が続いていくことが期待されます。

セメント業界におきましては、民間設備投資が堅調に推移することが予想されることから、民需は、若干増加することが見込まれ、また、公共事業関係費予算が若干増加するものの、建設コストの上昇等の影響により、官公需は、前年並みと見込まれることから、セメント国内需要は、若干増加するものと思われます。

＜中期経営計画の進捗状況および今後の取り組み＞

当社グループは、中長期的ビジョンとして2035年のありたい姿「SOC Vision2035」を定めました。本ビジョンにおいては、環境解決をキーワードとして、持続的な成長を通じて、社会から必要とされる存在感のある会社となることを目指しており、その最初のステップとして、「2023－25年度 中期経営計画」を策定しております。

本中期経営計画の当期の進捗状況および今後の取り組みは、以下のとおりであります。

① 既存事業収益改善

（イ）セメント事業収益力回復

適正価格の確保に努め、セメント工場における熱エネルギー代替物の増量を目的とした設備投資を行いました。引き続き、適正価格の確保、熱エネルギー代替物の収集拡大、輸送力の確保に努め、安定収益の確保に取り組んでまいります。

（ロ）次世代光通信部品の市場シェア獲得による収益改善

次世代光通信部品の開発に取り組みました。引き続き、次世代光通信部品の開発、量産体制構築に努めてまいります。

② 成長基盤構築

（イ）半導体製造装置向け電子材料事業へのリソース集中投入による規模拡大・収益力強化

新製造棟建設に着工し、半導体製造装置向け電子材料の生産能力の増強、次世代半導体製造装置向け電子材料の開発に取り組みました。引き続き、半導体製造装置向け電子材料の量産に向けた準備および次世代半導体製造装置向け電子材料の開発を進め、規模拡大・収益力強化に取り組んでまいります。

（ロ）海外事業拡大（豪州事業）

豪州ターミナル事業の収益安定化を進めるなど豪州事業の拡大に努めました。引き続き、豪州事業の拡大に取り組んでまいります。

（ハ）脱炭素分野の新規事業開発

廃石膏ボードを利用した土壌改質材の開発等に取り組みました。引き続き、新規事業の開発に取り組んでまいります。

これらに加え、鉱産品事業は、秋芳鉱山船積バースの延伸、鉱量確保のための新規鉱画開発を進め、事業の持続的な成長に取り組んでまいります。建材事業は、都市部における建築物の土木工事の受注拡大に努め、建設ICTにより更なる省力化と生産性向上に取り組んでまいります。

③ 経営基盤強化

（イ）人材戦略

多様な人材の採用による人材確保や人材育成のための研修強化に取り組みました。

（ロ）研究開発戦略

高機能品事業分野、脱炭素分野の新規事業創出のための研究開発強化に努めました。

（ハ）知財戦略

知財スキル人材育成および知財情報解析の経営戦略への活用（IPランドスケープ）の推進に努めました。

（ニ）DX戦略

AIを活用した業務ツールの試行、業務効率化に繋がるデジタル活用に取り組みました。

引き続き、経営基盤強化に取り組んでまいります。

これらの取り組みを通じて利益の最大化を実現し、株主還元方針に沿って、安定配当を含めた持続的な株主還元を図るとともに、政策保有株式の売却を含む資産圧縮等による資本最適化を通じて、2025年度の数値目標として、ROE（自己資本当期純利益率）８％以上を目指してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区　　分		2020年度 (第158期)	2021年度 (第159期)	2022年度 (第160期)	2023年度 (当期)
売上高	(百万円)	239,274	184,209	204,705	222,502
経常利益または経常損失(△)	(百万円)	17,641	9,834	△ 7,849	8,476
親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失(△)	(百万円)	11,719	9,674	△ 5,719	15,339
1株当たり当期純利益または当期純損失(△)	(円)	304.56	262.77	△ 166.79	447.85
総資産	(百万円)	329,650	331,107	356,558	356,283
純資産	(百万円)	205,827	203,173	184,591	196,775

(注) 1. 2020年度(第158期)は、セメント事業、建材事業、その他事業等で減収となったことから、売上高は、減収となりましたが、セメント事業等で増益となったことから、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は、増益となりました。
2. 2021年度(第159期)は、セメント事業等で減収となったことから、売上高は、減収となり、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は、減益となりました。
3. 2022年度(第160期)は、セメント事業、新材料事業等で増収となったことから、売上高は、増収となりましたが、損益は、セメント事業等で減益となったことから悪化し、経常損失および親会社株主に帰属する当期純損失となりました。
4. 2023年度(当期)は、前記(1)事業の経過およびその成果に記載いたしましたとおり、セメント事業等で増収となったことなどから、売上高は、増収となり、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は、好転となりました。
5. 収益認識会計基準等を2021年度(第159期)の期首から適用しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区　　分		2020年度 (第158期)	2021年度 (第159期)	2022年度 (第160期)	2023年度 (当期)
売上高	(百万円)	147,619	146,262	166,654	181,461
経常利益または経常損失(△)	(百万円)	13,329	5,096	△ 12,526	3,659
当期純利益または当期純損失(△)	(百万円)	9,104	7,145	△ 9,538	12,966
1株当たり当期純利益または当期純損失(△)	(円)	236.61	194.09	△ 278.13	378.56
総資産	(百万円)	281,528	282,399	303,883	298,632
純資産	(百万円)	166,200	160,913	138,713	147,137

(注) 収益認識会計基準等を2021年度（第159期）の期首から適用しております。

財務ハイライト（連結）

売上高

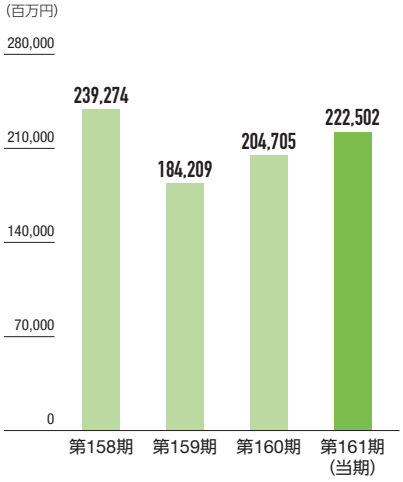

経常利益、ROA（総資産経常利益率）

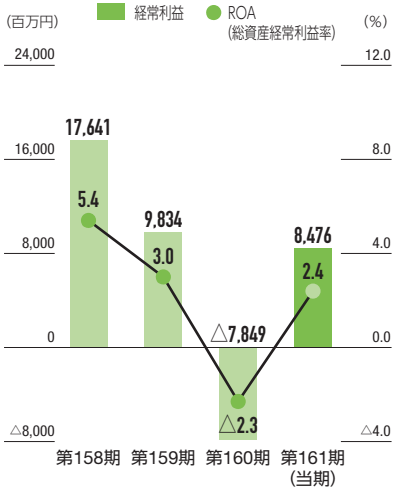

親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益

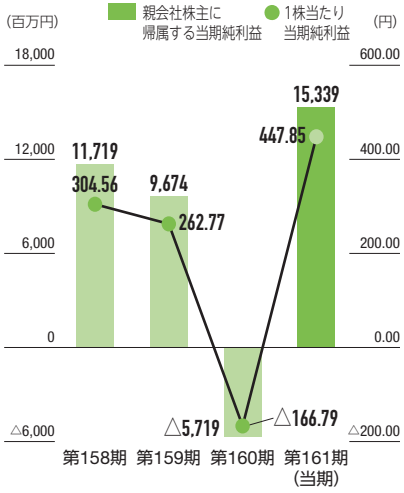

ROE（自己資本当期純利益率）

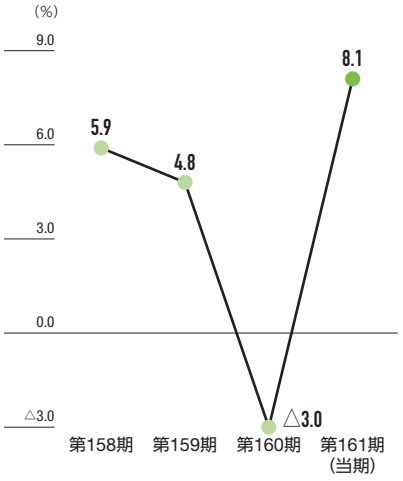

自己資本比率

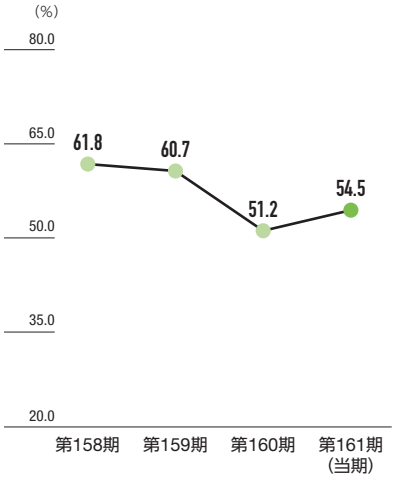

1株当たり純資産額

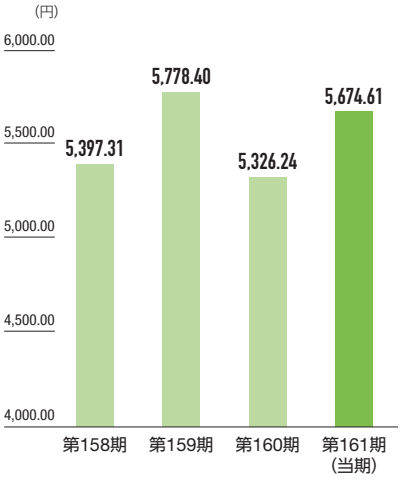

(注) 収益認識会計基準等を2021年度（第159期）の期首から適用しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況（2024年３月31日現在）

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	当社の出資比率（%）	主要な事業内容
和歌山高炉セメント株式会社	450	66.7	高炉セメントの製造・販売
千代田エンジニアリング株式会社	304	91.7	電気設備工事および電気炉等の設置工事
エスオーシー物流株式会社	300	100.0	内航海運業
株式会社エステック	300	100.0	地盤改良工事およびコンクリート構造物補修工事
秋芳鉱業株式会社	250	100.0	石灰石の採掘・販売
八戸セメント株式会社	100	80.0	各種セメントの製造・販売
住友セメントシステム開発株式会社	100	70.0	ソフトウエアの開発・販売、システムの開発・運用
北浦エスオーシー株式会社	90	100.0	生コンクリート・セメント・その他建材製品の販売
東京エスオーシー株式会社	60	100.0	生コンクリートの製造・販売
泉工業株式会社	40	100.0	砕石の販売、建材製品の製造・販売、建設発生土・廃棄物の中間処理および木質チップ等の製造・販売
スミセ建材株式会社	40	100.0	生コンクリート・セメント・その他建材製品の販売

（注）当社の出資比率については、間接保有分を含めて記載しております。

(7) 主要な営業所および工場（2024年３月31日現在）

① 当社

(イ) 本社　　東京都港区

(ロ) 支店

名称	所在地	名称	所在地
札幌支店	北海道札幌市	大阪支店	大阪府大阪市
東北支店	宮城県仙台市	四国支店	香川県高松市
東京支店	東京都港区	広島支店	広島県広島市
北陸支店	石川県金沢市	福岡支店	福岡県福岡市
名古屋支店	愛知県名古屋市		

(ハ) セメント工場

名称	所在地	名称	所在地
栃木工場	栃木県佐野市	赤穂工場	兵庫県赤穂市
岐阜工場	岐阜県本巣市	高知工場	高知県須崎市

(ニ) 石灰石事業所

名称	所在地	名称	所在地
山口事業所	山口県長門市	小倉事業所	福岡県北九州市

(ホ) 研究所

名称	所在地	名称	所在地
新規技術研究所	千葉県船橋市	セメント・コンクリート研究所	千葉県船橋市

② 子会社

名称	所在地
和歌山高炉セメント株式会社	和歌山県和歌山市
千代田エンジニアリング株式会社	東京都港区
エスオーシー物流株式会社	東京都千代田区
株式会社エステック	大阪府大阪市
秋芳鉱業株式会社	山口県美祢市
八戸セメント株式会社	青森県八戸市
住友セメントシステム開発株式会社	東京都港区
北浦エスオーシー株式会社	大阪府大阪市
東京エスオーシー株式会社	東京都港区
泉工業株式会社	栃木県佐野市
スミセ建材株式会社	東京都文京区

(8) 従業員の状況（2024年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	対前期末増減
セメント事業	1,698名	－４名
鉱産品事業	226名	－１名
建材事業	329名	＋２名
光電子事業	95名	－29名
新材料事業	219名	＋21名
その他事業	192名	－２名
全社（共通）	127名	＋３名
合計	2,886名	－10名

（注）従業員数は、就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	対前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
1,254名	＋11名	43.0歳	18.8年

（注）従業員数は、就業人員数であり、他社への出向者181名を含んでおりません。

(9) 主要な借入先（2024年３月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社三井住友銀行	9,797
三井住友信託銀行株式会社	6,485
株式会社日本政策投資銀行	4,466
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	4,445

2．会社の株式に関する事項（2024年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 130,000,000株

(2) 発行済株式の総数 34,329,517株（うち自己株式41,751株）

(3) 株主数 21,505名

(4) 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,298	18.4
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	3,493	10.2
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,351	6.9
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U. S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	1,604	4.7
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	1,295	3.8
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	1,131	3.3
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	911	2.7
住友生命保険相互会社	852	2.5
ＪＰモルガン証券株式会社	717	2.1
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	471	1.4

（注）持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数（41,751株）を除いた数に基づき、算出しております。なお、自己株式数には、役員向け株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式39,600株は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社において導入している、職務執行の対価として会社役員に株式を交付する株式報酬制度の内容は、以下のとおりであります。

当社は、2020年６月26日開催の当社第157回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、新たに株式報酬制度（信託制度を利用した株式報酬（株式交付信託））を導入いたしました。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が対象取締役に役位等に応じて付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて対象取締役に対して交付される、という株式報酬制度であります。本制度の対象期間（2020年６月26日開催の当社第157回定時株主総会終結の時から2023年６月の当社定時株主総会終結の時までの約３年間）中に、本制度に基づき当社株式を取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、当社が本信託に拠出する金銭は、合計金150百万円を上限としております。当社が対象取締役に付与するポイントの総数は、１事業年度あたり10,000ポイントを上限（１ポイントは当社株式１株とします。）とし、対象取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時としております。

また、本制度は、対象期間満了の都度、当社取締役会の決定により、対象期間を３年以内の期間を定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金50百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出することとしております。なお、当社は、本制度の対象期間を2023年６月28日開催の当社第160回定時株主総会終結の時から2026年６月の当社定時株主総会終結の時までの約３年間延長することを2023年５月30日開催の取締役会において決議しております。

＜対象取締役に交付した当社株式の区分別合計＞

当事業年度中に交付した当社株式はありません。

（注）１．当社は、2020年５月22日開催の取締役会決議に基づき、当社の取締役を兼務しない執行役員（以下「執行役員」といいます。）に対しても、対象取締役に対するものと同様の株式報酬制度（信託制度を利用した株式報酬（株式交付信託））を導入しており、執行役員も対象取締役と同様に、本信託の受益者となります。また、当社は、執行役員に対して交付するための株式取得資金につきましても併せて信託しております。なお、当社株式の交付を受ける時期は、原則として執行役員の退任時としております。
２．上記以外に執行役員１名に対して613株を交付しております。

（6）その他株式に関する重要な事項

2023年８月８日開催の取締役会決議により処分した自己株式

前記（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載いたしましたとおり、2023年５月30日開催の取締役会において、2020年８月26日に導入した株式報酬制度（信託制度を利用した株式報酬（株式交付信託））を継続することを決議しており、2023年８月８日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当による自己株式の処分を行っております。

（イ）処分した株式の種類	当社普通株式
（ロ）処分した株式の数	13,000株
（ハ）処分価額の総額	51,207,000円
（ニ）処分先	三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））
（ホ）処分した日	2023年８月24日

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2024年３月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	関根福一	ハウス食品グループ本社株式会社社外取締役 (監査等委員)
※取締役社長	諸橋央典	
※取締役 執行役員副社長	大西利彦	不動産部、セメント営業管理部、国際部、 物流部、建材事業部　各担当
※取締役 専務執行役員	土井良治	生産技術部、設備部、サステナビリティ推進室、 環境事業部、セメント・コンクリート研究所 各担当
取締役 専務執行役員	小西幹郎	知的財産部、光電子事業部、新材料事業部、 新規技術研究所、船橋事務所　各担当
取締役 常務執行役員	関本正毅	法務部、企画部、管理部、資材部　各担当
取締役	牧野光子	
取締役	稲川龍也	富士フイルムホールディングス株式会社社外監査役
取締役	森戸義美	
監査役(常勤)	伊藤要	
監査役(常勤)	起塚岳哉	
監査役	保坂庄司	
監査役	鈴木和男	
監査役	三井拓	

(注) 1. ※印表示は、代表取締役を示します。
2. 取締役のうち牧野光子、稲川龍也および森戸義美の３氏は、社外取締役であります。
3. 監査役のうち保坂庄司、鈴木和男および三井拓の３氏は、社外監査役であります。
4. 取締役稲川龍也および監査役三井拓の両氏は、弁護士であります。
5. 監査役伊藤要氏は、当社の経理・財務部門および内部監査部門における業務経験を有しており、監査役起塚岳哉氏は、当社の経理・財務部門における業務経験を有しており、監査役保坂庄司氏は、公認内部監査人の資格を有しており、監査役鈴木和男氏は、公認会計士の資格を有しており、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役牧野光子氏、取締役稲川龍也氏、取締役森戸義美氏、監査役保坂庄司氏、監査役鈴木和男氏および監査役三井拓氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

7. 当事業年度末日後に生じた取締役の地位、担当および重要な兼職の状況の異動は、以下のとおりであります。

氏　　名	地位、担当および重要な兼職の状況		異動年月日
	異　動　後	異　動　前	
土　井　良　治	代表取締役 取締役専務執行役員 サステナビリティ推進室、 セメント・コンクリート研究所 各担当	代表取締役 取締役専務執行役員 生産技術部、設備部、 サステナビリティ推進室、 環境事業部、 セメント・コンクリート研究所 各担当	2024年４月１日
関　本　正　毅	取締役専務執行役員 法務部、企画部、管理部、 資材部　各担当	取締役常務執行役員 法務部、企画部、管理部、 資材部　各担当	2024年４月１日
大　西　利　彦	取締役	代表取締役 取締役執行役員副社長 不動産部、セメント営業管理部、 国際部、物流部、建材事業部 各担当	2024年４月１日
小　西　幹　郎	取締役	取締役専務執行役員 知的財産部、光電子事業部、 新材料事業部、新規技術研究所、 船橋事務所　各担当	2024年４月１日

[事業年度中に退任した監査役]

氏　　名	退任時の地位	退　　任　　日
髙　瀬　芳　章	監　　査　　役（常 勤）	2023年６月28日（任期満了）

[取締役を兼務しない執行役員の氏名等]

（2024年３月31日現在）

地　位	氏　名	担　当
常務執行役員	小野昭彦	鉱産品事業部、光電子事業部、新材料事業部　各担当
常務執行役員	小堺規行	サステナビリティ推進室、 セメント・コンクリート研究所　各担当、 サステナビリティ推進室長兼 セメント・コンクリート研究所長
常務執行役員	福嶋達雄	不動産部、セメント営業管理部　各担当、 セメント営業管理部長
執行役員	柳町ともみ	知的財産部担当、知的財産部長
執行役員	細田啓介	生産技術部担当、生産技術部長
執行役員	橋本康太郎	総務部、人事部　各担当、人事部長
執行役員	眞鍋良彦	国際部担当、国際部長

（注）2024年４月１日以降の取締役を兼務しない執行役員の氏名等は、以下のとおりであります。

地　位	氏　名	担　当
常務執行役員	小野昭彦	光電子事業部、新材料事業部、新規技術研究所、 船橋事務所　各担当
常務執行役員	福嶋達雄	不動産部、セメント営業管理部、物流部、 建材事業部　各担当
常務執行役員	小堺規行	サステナビリティ推進室、 セメント・コンクリート研究所　各担当、 サステナビリティ推進室長兼 セメント・コンクリート研究所長
常務執行役員	細田啓介	生産技術部、設備部、環境事業部　各担当
常務執行役員	橋本康太郎	総務部、人事部、鉱産品事業部　各担当、人事部長
執行役員	柳町ともみ	内部監査室長
執行役員	眞鍋良彦	国際部担当、国際部長
執行役員	久光崇之	東京支店長
執行役員	山中克浩	大阪支店長
執行役員	中別府哲也	知的財産部担当、知的財産部長
執行役員	横堀哲生	生産技術部担当、生産技術部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額の定めが設けられており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

このように免責事由および免責額の定めを設けることにより、役員等の職務の適正性が損なわれないように措置を講じています。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

（イ）当該方針の決定の方法

中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献し、かつ、当社の株式価値との連動性を確保した報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、取締役会の任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」にその検討を諮問し、その答申を踏まえ、取締役会において決定方針を決議いたしました。

（ロ）当該方針の内容の概要

1）基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）と株式報酬により構成するものとし、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。

2）基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責ならびに業績や今後の持続的成長への貢献度等を勘案して決定するものとする。

3）非金銭報酬等の内容および額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬は、信託制度を利用した株式報酬（株式交付信託）とする。

本株式報酬は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が対象取締役に役位に応じて付与するポイントの数に相当する数の当社株式が当該信託を通じて対象取締役に対して交付されるもので、対象取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時である。

4）金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬の構成比率は、役位ごとに定める基準額を基準とし、基本報酬（金銭報酬）90％、株式報酬10％を目安とし、社外取締役の報酬は、基本報酬（金銭報酬）のみとする。

5）取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬（金銭報酬）の額の決定とする。

取締役会は、取締役の報酬水準の妥当性および業績評価の客観性・透明性を確保する観点から、任意の委員会である「指名・報酬委員会」（社内取締役１名、社外取締役３名、社外有識者１名で構成）を設置し、当該委員会は、業績や今後の持続的成長への貢献度等を勘案し、取締役の報酬案について審議し、答申を行う。上記の委任を受けた取締役社長は、「指名・報酬委員会」の答申に基づく取締役会の決議に従い、取締役の報酬を決定するものとする。

（ハ）当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、「指名・報酬委員会」が業績や今後の持続的成長への貢献度等を勘案し、取締役の報酬案について審議し、答申を行い、取締役社長は、「指名・報酬委員会」の答申に基づく取締役会の決議に従い、取締役の個人別の報酬額を決定しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、1994年６月29日開催の当社第131回定時株主総会において、月額40百万円以内（使用人兼務取締役の使用人としての給与は含みません。）として株主の皆様のご承認をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、22名であります。また、前記２．会社の株式に関する事項に記載いたしましたとおり、当該金銭報酬とは別枠で、2020年６月26日開催の当社第157回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象に、株式報酬制度（信託制度を利用した株式報酬（株式交付信託））の導入について株主の皆様のご承認をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除きます。）の員数は、６名であります。

当社の監査役の金銭報酬の額は、1992年６月26日開催の当社第129回定時株主総会において、月額６百万円以内として株主の皆様のご承認をいただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、３名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき取締役社長諸橋央典がその具体的内容について委任を受けることとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬（金銭報酬）の額の決定としております。

取締役社長に権限を委任した理由は、業績や今後の持続的成長への貢献度等を勘案したうえで審議した「指名・報酬委員会」の答申に基づいた取締役会の決議に従い、取締役社長が取締役の個人別の報酬額を決定することが最も適していると判断したためであります。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	301 （32）	282 （32）	—	19 （—）	9 （3）
監査役 （うち社外監査役）	60 （25）	60 （25）	—	—	6 （3）

（注）上記の非金銭報酬等の額は、信託制度を利用した株式報酬制度（株式交付信託）の当事業年度の引当金計上額を記載することとしております。なお、当該株式報酬制度の内容およびその交付状況は、前記２．会社の株式に関する事項に記載したとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役 牧野 光子

(イ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況、発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、経営者への取材や企業における安全教育・コミュニケーション研修等を行ってきた幅広い経験と、建設・土木関連の安全教育に携わってきたことによる優れた見識に基づき、取締役会における意思決定の適正性を確保するために必要な発言を適宜行っております。また、当社の取締役および執行役員の報酬および人事について客観性・透明性を確保するために設置した任意の委員会である「指名・報酬委員会」において委員を務め、独立した客観的立場から当社の取締役および執行役員の人事案および会長・社長等の後継者計画・選解任ならびに報酬の決定に関する方針および報酬案について審議するなど、経営陣の監督に務めております。

② 取締役 稲川 龍也

(イ) 重要な兼職先と当社との関係

富士フイルムホールディングス株式会社は、当社との間に特別な関係はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況、発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、広島高等検察庁等の検事長を歴任されたことや他の会社の社外監査役に就任されていることによる優れた見識と幅広い経験を生かし、取締役会における意思決定の適正性を確保するために必要な発言を適宜行っております。また、当社の取締役および執行役員の報酬および人事について客観性・透明性を確保するために設置した任意の委員会である「指名・報酬委員会」において互選により選任され、委員長を務め、独立した客観的立場から当社の取締役および執行役員の人事案および会長・社長等の後継者計画・選解任ならびに報酬の決定に関する方針および報酬案について審議するなど、経営陣の監督に務めております。

③　取締役　森戸　義美

（イ）当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況、発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、株式会社関電工の取締役社長等を務められたことによる経営者としての優れた見識と幅広い経験を生かし、取締役会における意思決定の適正性を確保するために必要な発言を適宜行っております。また、当社の取締役および執行役員の報酬および人事について客観性・透明性を確保するために設置した任意の委員会である「指名・報酬委員会」において委員を務め、独立した客観的立場から当社の取締役および執行役員の人事案および会長・社長等の後継者計画・選解任ならびに報酬の決定に関する方針および報酬案について審議するなど、経営陣の監督に務めております。

④　監査役　保坂　庄司

（イ）当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席、監査役会13回の全てに出席し、必要に応じて発言を適宜行っております。

⑤　監査役　鈴木　和男

（イ）当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席、監査役会13回の全てに出席し、必要に応じて発言を適宜行っております。

⑥　監査役　三井　拓

（イ）当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席、監査役会13回の全てに出席し、必要に応じて発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬	73百万円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	73百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人および関係部署からの報告の聴取および必要な資料の入手を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の会計監査遂行状況の評価を行い、報酬額の見積りの相当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による解任のほか、会計監査人が適切な監査を遂行することが困難であると認められる場合等その必要があると判断するときは、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」整備の基本方針について、以下のとおり取締役会において決議しております。また、その有効性を適宜検証し、内部統制システムの向上および改善に努めてまいります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(イ) 当社グループの全ての役職員（執行役員制度に基づく執行役員を含む。また、嘱託、派遣社員を含む。）に対し、コンプライアンスの意識高揚、浸透、定着を図るため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、その役割と責任を明確にするため、コンプライアンス委員会規程を制定する。

(ロ) コンプライアンス委員会は、毎年度ごとにコンプライアンスに関する活動の計画を策定し、その進捗を管理する。

(ハ) コンプライアンスの状況に関する監査は、内部監査室が行い、その監査結果をコンプライアンス委員会に報告する。コンプライアンス委員会は、監査結果について、必要に応じ適切な措置を講じるとともに、監査結果等を取締役会および監査役に報告する。

(ニ) 当社グループの企業活動にかかわるコンプライアンスに関して、当社グループの全ての役職員（通報の日から１年以内に退職または契約終了したものを含む。）から通報を受け、その是正のための措置を行うことを目的とした通報制度（コンプライアンスホットライン制度）を設ける。なお、通報窓口は、社内においては内部監査室長、社外においては弁護士をこれにあてる。また、通報者の希望により匿名性を確保するとともに、通報者に対し不利益な扱いを行わない。

(ホ) 当社グループの業務活動および諸制度に関し、内部監査を行うことを目的として内部監査室を設置する。

(ヘ) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を行い、一切の関係を遮断するための体制を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(イ) 法令および文書規程、情報管理基本規程、情報セキュリティ基本規程等の社内規程に基づき文書等の保存および管理を行う。

(ロ) 当社の意思決定に係る書類である伺書については、検索が容易なデータベースに登録することにより管理するとともに、当該データベースについては、監査役の閲覧に供するものとする。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（イ）当社グループのリスクの把握、評価および対応を図るため、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、その役割と責任を明確にするため、リスク管理委員会規程を制定する。

（ロ）リスク管理委員会は、毎年度ごとにリスク管理に関する活動の計画を策定し、その進捗を管理する。

（ハ）リスク管理の状況に関する監査は、内部監査室が行い、その監査結果をリスク管理委員会に報告する。リスク管理委員会は、監査結果について、必要に応じ適切な措置を講じるとともに、監査結果等を取締役会および監査役に報告する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（イ）当社を取り巻く環境の変化に適切かつ効率的に対応するため、中期経営計画を策定し、達成すべき目標とそれを実現するためのアクションプランを明確にし、これに取り組む。

（ロ）経営における意思決定・監督機能と執行機能の分離による各々の機能の強化や意思決定の迅速化と権限・責任の明確化により経営の効率化を図るため、執行役員制度を導入する。

（ハ）取締役会規程、職務権限規程等の社内規程により職務権限・意思決定のルールを明確にすることで適正かつ効率的な職務の執行を図る。

⑤　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

（イ）子会社の取締役等の職務の執行に係わる事項の会社への報告に関する体制

当社グループ会社における協力の推進と子会社の自主責任を前提とした経営を基本理念に、当社グループ全体の業務の整合性の確保と効率的な遂行を図るため関係会社管理規程を制定し、子会社から報告すべき事項を明確にするとともに、子会社を管理する担当部署を設置する。

（ロ）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、リスク管理委員会の活動対象を当社グループ全体とし、内部監査室によるリスク管理の状況に関する内部監査の対象も当社グループ全体とする。

（ハ）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社を取り巻く環境の変化に適切かつ効率的に対応するため、年間予算を策定し、その達成に取り組む。取締役会規程、職務権限規程等の社内規程により職務権限・意思決定ルールを明確にすることで適正かつ効率的な職務の執行を図る。

（ニ）子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスについては、コンプライアンス委員会の活動対象を当社グループ全体とし、内部監査室によるコンプライアンスの状況に関する内部監査の対象も当社グループ全体とする。また、コンプライアンスホットライン制度については、その通報窓口を子会社にも開放し、これを子会社に周知することにより、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性を確保する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

（イ）監査役を補助すべき使用人として、監査役業務補助員を設置する。監査役業務補助員は監査役の指示を受けて業務を遂行する。

（ロ）監査役業務補助員の人事異動および人事考課に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

⑦　取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

（イ）会議体の議事結果やコンプライアンスおよびリスク管理に関する監査の結果等の定例的な事項については、監査役に対し定期的に報告するとともに、会社に著しい損害を与える事態が発生し、もしくはそのおそれのあることを知ったとき、職務執行に関する不正な行為もしくは法令定款に違反する重大な事実があったときまたは当局から行政処分を受けたときは、速やかにその事実を監査役に報告する。

（ロ）内部監査室は、内部監査の結果を監査役に報告する。

⑧　子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者の監査役への報告に関する体制

（イ）子会社に著しい損害を与える事態が発生し、もしくはそのおそれがあることを知ったとき、職務執行に関する不正な行為もしくは法令定款に違反する重大な事実があったときまたは当局から行政処分を受けたときは、速やかにその事実を監査役に報告する。

⑨　監査役への報告をした者がそれを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（イ）報告者の匿名性を確保するとともに、報告者に対し人事上の処遇等において不利な取扱いを行わない。

⑩　監査役の費用の前払い・償還の手続きその他職務執行について生ずる費用・債務処理の方針に関する事項

（イ）監査方針・計画等に基づく監査役の職務の円滑な執行に必要と認められる費用（前払い・償還を含む）は、当社の負担とする。

⑪　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（イ）原則として２ヶ月に１回、社長と監査役との懇談会を開催し、社長は、監査役に業務執行の状況を報告するとともに、会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図る。

（ロ）当社の意思決定に係る書類である伺書のデータベースを監査役の閲覧に供するとともに、取締役会のほかにも業務執行の状況を把握するために必要な会議への監査役の出席を認めるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取り組みの状況

コンプライアンス委員会は、当社グループ全体のコンプライアンスの意識高揚、浸透、定着を図るための各種階層別の研修、セミナー等をはじめとする年間の活動実績および活動計画を審議するとともに、コンプライアンスに関わる必要な措置を講じ、その結果については取締役会に報告しています。また、内部監査室は、当社グループ全体の業務活動等に関する内部監査に加え、コンプライアンスの状況に関する監査を実施し、その結果を社長およびコンプライアンス委員会に報告しています。さらに、コンプライアンスホットライン制度を設けており、その対象を当社グループ全体とし、その制度趣旨を周知するとともに、通報された事案については、速やかに事実関係を確認し、その是正等、適切な措置を講じています。

② リスク管理に関する取り組みの状況

リスク管理委員会は、当社グループ全体のリスクの把握、評価および対応を図るための年間の活動実績および活動計画を審議するとともに、リスク管理に関わる必要な措置を講じ、その結果については取締役会に報告しています。また、内部監査室は、当社グループ全体のリスク管理の状況に関する監査を実施し、その結果を社長およびリスク管理委員会に報告しています。

③ その他の職務執行が適正かつ効率的に行われることを確保するための取り組みの状況

中期経営計画の策定にあたっては、経営会議にて、十分な審議を経た後、取締役会にて決議し、達成すべき目標とそれを実現するためのアクションプランを明確にし、その概要については、公表したうえで、これに取り組んでいます。また、経営における意思決定・監督機能と執行機能の分離による各々の機能の強化や意思決定の迅速化と権限・責任の明確化のため、執行役員制度を導入し、そのもとで執行役員会議を設置し、取締役会における審議の結果の伝達、各執行役員の業務執行状況の報告を行っています。さらに、取締役会規程、職務権限規程等の社内規程により、取締役会への付議基準や当事部門における一定職位の決裁権および協議先となる関係部門の審議権を定め、職務権限・意思決定のルールを明確にすることで適正かつ効率的な職務の執行を図っています。

④ 監査役の職務が実効的に行われることを確保するための取り組みの状況

監査役は、取締役等からの業務執行状況、内部監査室からの内部監査の結果、コンプライアンスおよびリスク管理の状況に関する監査結果等についての報告を受けるとともに、重要な会議への出席等により、職務の執行に必要な情報を入手しています。また、監査方針・計画等に基づく監査役の職務の執行に必要な費用については、予め必要な額を見積り、かかった費用については、当社が負担しています。

(注) 本事業報告に記載しております数値は、金額および株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

単位：百万円

科目	当期 2024年3月31日現在	前期 (ご参考) 2023年3月31日現在
資産の部		
流動資産	**109,155**	**116,978**
現金及び預金	18,724	14,542
受取手形、売掛金及び契約資産	43,334	41,922
電子記録債権	8,829	7,989
商品及び製品	11,721	10,043
仕掛品	94	103
原材料及び貯蔵品	23,771	37,961
短期貸付金	380	377
その他の流動資産	2,334	4,047
貸倒引当金	△ 38	△ 9
固定資産	**247,128**	**239,579**
有形固定資産	**184,499**	**176,552**
建物及び構築物	49,712	49,479
機械装置及び運搬具	64,068	62,591
土地	39,084	37,128
建設仮勘定	12,962	8,845
その他の有形固定資産	18,669	18,507
無形固定資産	**3,643**	**3,651**
のれん	63	95
その他の無形固定資産	3,580	3,556
投資その他の資産	**58,985**	**59,375**
投資有価証券	44,850	47,784
長期貸付金	4,531	4,022
繰延税金資産	994	1,168
退職給付に係る資産	3,803	1,851
その他の投資	4,927	4,661
貸倒引当金	△ 121	△ 113
資産合計	**356,283**	**356,558**

科目	当期 2024年3月31日現在	前期 (ご参考) 2023年3月31日現在
負債の部		
流動負債	**89,342**	**102,044**
支払手形及び買掛金	30,801	29,676
電子記録債務	2,828	2,290
短期借入金	25,273	31,316
コマーシャルペーパー	—	10,000
1年内返済予定の長期借入金	8,228	7,237
1年内償還予定の社債	—	5,000
未払法人税等	3,032	1,364
賞与引当金	2,538	2,511
その他の流動負債	16,639	12,648
固定負債	**70,166**	**69,922**
社債	20,000	20,000
長期借入金	26,027	26,166
繰延税金負債	9,570	9,981
役員退職慰労引当金	122	116
株式給付引当金	65	38
PCB廃棄物処理費用引当金	2	12
退職給付に係る負債	922	893
資産除去債務	258	253
その他の固定負債	13,196	12,461
負債合計	**159,508**	**171,966**
純資産の部		
株主資本	**170,847**	**159,724**
資本金	**41,654**	**41,654**
資本剰余金	**10,488**	**10,551**
利益剰余金	**119,016**	**107,791**
自己株式	**△ 311**	**△ 272**
その他の包括利益累計額	**23,498**	**22,714**
その他有価証券評価差額金	**21,702**	**22,093**
為替換算調整勘定	**345**	**239**
退職給付に係る調整累計額	**1,450**	**382**
非支配株主持分	**2,430**	**2,152**
純資産合計	**196,775**	**184,591**
負債・純資産合計	**356,283**	**356,558**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

単位：百万円

科目	当期 2023年４月１日から 2024年３月31日まで	前期 (ご参考) 2022年４月１日から 2023年３月31日まで
売上高	**222,502**	**204,705**
売上原価	**176,364**	**175,841**
売上総利益	**46,137**	**28,864**
販売費及び一般管理費	**38,886**	**37,419**
営業利益又は営業損失(△)	**7,251**	**△ 8,555**
営業外収益	**2,919**	**3,206**
受取利息及び配当金	1,517	2,084
為替差益	425	—
持分法による投資利益	67	—
受取賃貸料	127	123
その他の営業外収益	779	997
営業外費用	**1,693**	**2,500**
支払利息	893	785
為替差損	—	526
持分法による投資損失	—	127
その他の営業外費用	800	1,060
経常利益又は経常損失(△)	**8,476**	**△ 7,849**
特別利益	**11,393**	**6,441**
固定資産売却益	27	1,738
投資有価証券売却益	11,366	4,703
特別損失	**1,236**	**1,703**
固定資産除却損	1,229	1,079
固定資産売却損	7	15
減損損失	—	608
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	**18,633**	**△ 3,111**
法人税、住民税及び事業税	**3,656**	**1,706**
法人税等調整額	**△ 540**	**801**
当期純利益又は当期純損失(△)	**15,517**	**△ 5,619**
非支配株主に帰属する当期純利益	**178**	**100**
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	**15,339**	**△ 5,719**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨(ご参考)

単位：百万円

科目	当期 2023年４月１日から 2024年３月31日まで
営業活動によるキャッシュ・フロー	**43,731**
投資活動によるキャッシュ・フロー	**△15,350**
財務活動によるキャッシュ・フロー	**△24,395**
現金及び現金同等物に係る換算差額	**176**
現金及び現金同等物の期首残高	**14,500**
現金及び現金同等物の期末残高	**18,662**

連結株主資本等変動計算書（2023年４月１日から2024年３月31日まで）

単位：百万円

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**41,654**	**10,551**	**107,791**	**△ 272**	**159,724**
当期変動額					
剰余金の配当			△ 4,114		△ 4,114
親会社株主に帰属する当期純利益			15,339		15,339
自己株式の取得				△ 71	△ 71
自己株式の処分		21		32	53
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△ 84			△ 84
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	**—**	**△ 63**	**11,225**	**△ 39**	**11,122**
当期末残高	**41,654**	**10,488**	**119,016**	**△ 311**	**170,847**

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	**22,093**	**239**	**382**	**22,714**	**2,152**	**184,591**
当期変動額						
剰余金の配当						△ 4,114
親会社株主に帰属する当期純利益						15,339
自己株式の取得						△ 71
自己株式の処分						53
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△ 84
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 390	106	1,068	783	277	1,061
当期変動額合計	**△ 390**	**106**	**1,068**	**783**	**277**	**12,183**
当期末残高	**21,702**	**345**	**1,450**	**23,498**	**2,430**	**196,775**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

単位：百万円

科目	当期 2024年3月31日現在	前期 (ご参考) 2023年3月31日現在
資産の部		
流動資産	**77,934**	**87,110**
現金及び預金	15,376	11,582
受取手形	1,808	1,584
売掛金	25,333	25,243
電子記録債権	2,271	2,015
商品及び製品	9,691	8,227
仕掛品	—	2
原材料及び貯蔵品	19,092	32,565
前払費用	259	298
短期貸付金	3,947	4,066
その他の流動資産	1,264	2,636
貸倒引当金	△ 1,111	△ 1,113
固定資産	**220,697**	**216,772**
有形固定資産	**151,241**	**144,567**
建物	20,094	20,118
構築物	21,809	21,915
機械及び装置	44,586	42,209
車両運搬具	10	20
工具、器具及び備品	820	906
原料地	15,877	16,044
土地	36,429	34,472
リース資産	1,601	1,272
建設仮勘定	10,012	7,607
無形固定資産	**2,614**	**2,686**
借地権	48	48
鉱業権	601	604
ソフトウェア	1,632	1,759
その他の無形固定資産	331	273
投資その他の資産	**66,841**	**69,519**
投資有価証券	38,619	41,694
関係会社株式	11,096	11,150
関係会社出資金	261	261
長期貸付金	13,518	13,234
長期前払費用	1,201	1,292
前払年金費用	1,059	849
その他の投資	1,305	1,292
貸倒引当金	△ 219	△ 255
資産合計	**298,632**	**303,883**

科目	当期 2024年3月31日現在	前期 (ご参考) 2023年3月31日現在
負債の部		
流動負債	**89,502**	**102,761**
買掛金	20,387	21,023
短期借入金	44,160	46,826
コマーシャルペーパー	—	10,000
1年内返済予定の長期借入金	6,626	5,723
1年内償還予定の社債	—	5,000
未払金	14,043	11,618
未払費用	527	528
未払法人税等	1,802	228
預り金	234	243
賞与引当金	1,410	1,405
その他の流動負債	309	163
固定負債	**61,992**	**62,408**
社債	20,000	20,000
長期借入金	21,309	21,436
繰延税金負債	8,422	9,419
長期預り金	8,671	8,324
株式給付引当金	65	38
ＰＣＢ廃棄物処理費用引当金	2	4
資産除去債務	184	180
その他の固定負債	3,336	3,005
負債合計	**151,494**	**165,169**
純資産の部		
株主資本	**125,515**	**116,681**
資本金	**41,654**	**41,654**
資本剰余金	**10,435**	**10,413**
資本準備金	10,413	10,413
その他資本剰余金	21	—
利益剰余金	**73,738**	**64,886**
その他利益剰余金	73,738	64,886
探鉱準備金	47	12
固定資産圧縮積立金	1,918	1,967
別途積立金	25,097	25,097
繰越利益剰余金	46,675	37,809
自己株式	**△ 311**	**△ 272**
評価・換算差額等	**21,621**	**22,031**
その他有価証券評価差額金	**21,621**	**22,031**
純資産合計	**147,137**	**138,713**
負債・純資産合計	**298,632**	**303,883**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

単位：百万円

科目	当期 2023年4月1日から2024年3月31日まで	前期 (ご参考) 2022年4月1日から2023年3月31日まで
売上高	**181,461**	**166,654**
売上原価	**150,400**	**151,576**
売上総利益	**31,060**	**15,078**
販売費及び一般管理費	**29,648**	**28,335**
営業利益又は営業損失(△)	**1,411**	△ **13,257**
営業外収益	**3,478**	**2,924**
受取利息及び配当金	2,814	2,170
為替差益	414	—
その他の営業外収益	249	754
営業外費用	**1,230**	**2,193**
支払利息	775	700
為替差損	—	550
その他の営業外費用	455	942
経常利益又は経常損失(△)	**3,659**	△ **12,526**
特別利益	**11,376**	**5,838**
固定資産売却益	4	1,135
投資有価証券売却益	11,372	4,703
特別損失	**1,106**	**1,954**
固定資産除却損	1,099	1,017
固定資産売却損	6	11
関係会社株式評価損	—	317
減損損失	—	608
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	**13,929**	△ **8,643**
法人税、住民税及び事業税	**1,776**	**50**
法人税等調整額	△ **812**	**844**
当期純利益又は当期純損失(△)	**12,966**	△ **9,538**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

単位：百万円

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					探鉱準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	**41,654**	**10,413**	**—**	**10,413**	**12**	**1,967**	**25,097**	**37,809**	**64,886**
当期変動額									
剰余金の配当								△ 4,114	△ 4,114
探鉱準備金の積立					47			△ 47	—
探鉱準備金の取崩					△ 12			12	—
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 49		49	—
当期純利益								12,966	12,966
自己株式の取得									
自己株式の処分			21	21					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	**—**	**—**	**21**	**21**	**34**	**△ 49**	**—**	**8,866**	**8,851**
当期末残高	**41,654**	**10,413**	**21**	**10,435**	**47**	**1,918**	**25,097**	**46,675**	**73,738**

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	**△ 272**	**116,681**	**22,031**	**22,031**	**138,713**
当期変動額					
剰余金の配当		△ 4,114			△ 4,114
探鉱準備金の積立		—			—
探鉱準備金の取崩		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
当期純利益		12,966			12,966
自己株式の取得	△ 71	△ 71			△ 71
自己株式の処分	32	53			53
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△ 410	△ 410	△ 410
当期変動額合計	**△ 39**	**8,834**	**△ 410**	**△ 410**	**8,424**
当期末残高	**△ 311**	**125,515**	**21,621**	**21,621**	**147,137**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年５月10日

住友大阪セメント株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　木　　聡

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小宮山　高　路

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、住友大阪セメント株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友大阪セメント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類

を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2024年５月10日

住友大阪セメント株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴　木　　聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小宮山　高　路

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、住友大阪セメント株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第161期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第161期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて、子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表) 及びその附属明細書並びに連結計算書類 (連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表) について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

住友大阪セメント株式会社 監査役会

監査役(常勤) 伊 藤 要 ㊞
監査役(常勤) 起 塚 岳 哉 ㊞
社外監査役 保 坂 庄 司 ㊞
社外監査役 鈴 木 和 男 ㊞
社外監査役 三 井 拓 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

日本生命浜松町クレアタワー 5階 浜松町コンベンションホール 大ホール

東京都港区浜松町二丁目3番1号

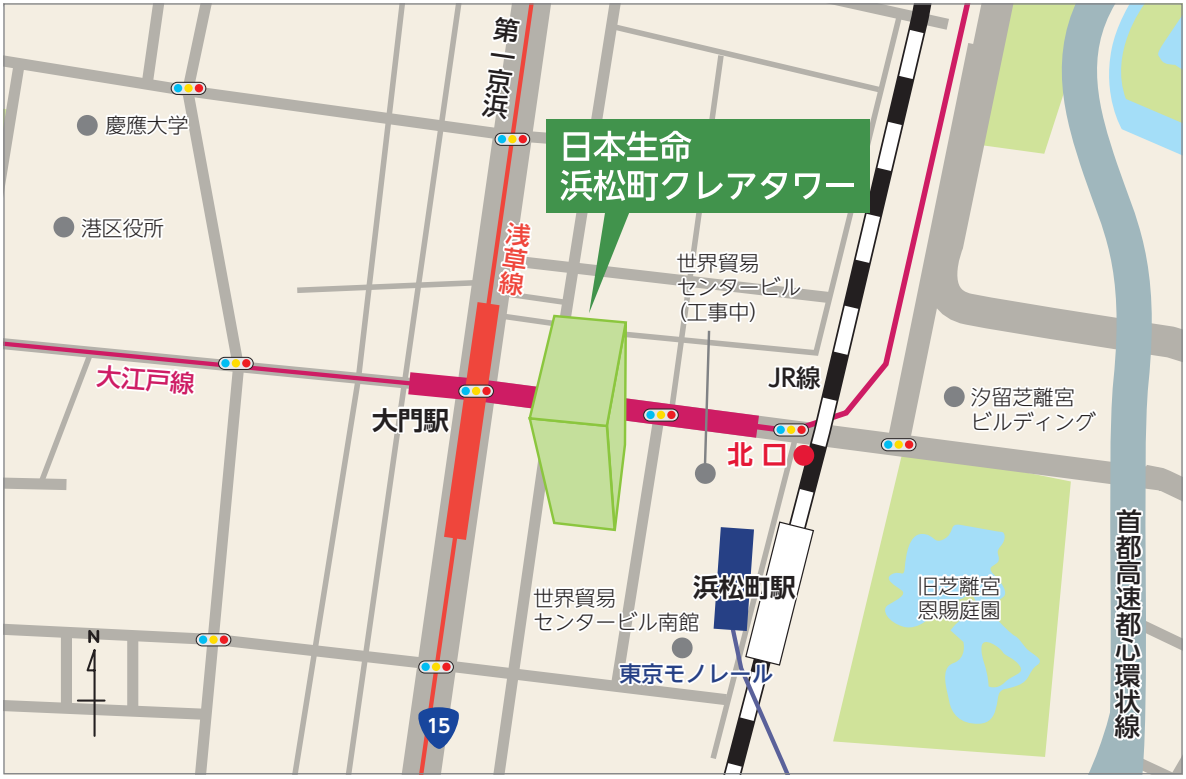

交通

■ 大江戸線 ■ 浅草線　大門駅 (B5出口) より直結

■ JR線 ■ 東京モノレール　浜松町駅 (北口) より徒歩2分

QRコードを読み取っていただくことでGoogleMapが起動します。

(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

住友大阪セメント株式会社

〒105-8641 東京都港区東新橋一丁目９番２号
Tel. 03(6370)2700(代表)

UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK
環境に配慮した植物油インキを使用しています。